

審査基準及び標準処理期間整理個表

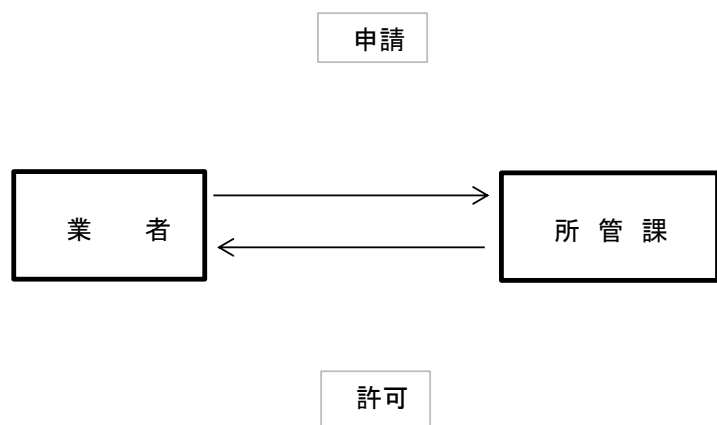
番号 40

処 分 名	産業廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受けの許可	
処 分 の 概 要	産業廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受けを許可する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第15条の4	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する内容(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2)に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】                  廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第15条の4 第9条の4の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第9条の5から第9条の7までの規定は産業廃棄物処理施設において準用する。この場合において、第9条の4中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第9条の5第1項中「第8条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第2項及び第9条の6第2項中「第8条の2第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第9条の5 第8条第1項の許可を受けた者(…)から当該許可に係る産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。                  第2項 第8条の2第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>第15条の2第1項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。                  一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。                  二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。                  三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。                  四 申請者が第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第12条の11の12 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第26号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。                  1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名                  2 譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名                  3 産業廃棄物処理施設の設置の場所</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 4 産業廃棄物処理施設の種類
  - 5 許可の年月日及び許可番号
  - 6 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
  - 7 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所
  - 8 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
  - 9 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- …。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。